Rosa L.	KORCUT0486	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第35340号 令和７年５月27日
〃	RUIMCR0024	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第35682号 令和７年５月27日

○国土交通省告示第五百号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東海北陸自動車道　南砺市楮字北谷一三七番四から同市東赤尾字大谷一六番　令和七年七月五日六時

○国土交通省告示第五百一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中津川市神坂字小森一九八四番一から同市神坂字小森一九七三番まで	前	最大 一六五 最小 六九	四九
	後	最大 一六五 最小 九九	

○国土交通省告示第五百二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡上市大和町神路字井ノ上一五七七番一から同市大和町神路字井ノ上一五七八番六まで	前	最大 三六 最小 二一	六
	後	最大 三六 最小 二一	

○国土交通省告示第五百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城平川一

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字入野の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を町道川端・城平線の道路敷に沿って結んだ線、三点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°59′31.3022″	131°16′14.8205″
2	31°59′30.0872″	131°16′13.9004″
3	31°59′30.3582″	131°16′13.5292″
4	31°59′30.4184″	131°16′13.5900″
5	31°59′30.5334″	131°16′13.0725″
6	31°59′31.2263″	131°16′12.1876″
7	31°59′31.0782″	131°16′12.0623″
8	31°59′31.3654″	131°16′11.5797″
9	31°59′31.3761″	131°16′11.0373″
10	31°59′31.5164″	131°16′10.9328″
11	31°59′32.9420″	131°16′13.2561″
12	31°59′32.8845″	131°16′13.7210″
13	31°59′31.7544″	131°16′14.8899″

○国土交通省告示第五百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南割付谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°00′33.7112″	131°13′57.8701″
2	32°00′33.5801″	131°13′57.0829″
3	32°00′33.2305″	131°13′56.4318″
4	32°00′33.6118″	131°13′55.0720″
5	32°00′33.7779″	131°13′54.6575″
6	32°00′34.1682″	131°13′55.0299″
7	32°00′34.3257″	131°13′55.4702″
8	32°00′34.4977″	131°13′56.2349″
9	32°00′35.2343″	131°13′56.6709″
10	32°00′34.7123″	131°13′57.5353″
11	32°00′34.7317″	131°13′57.6845″

○国土交通省告示第五百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦ノ田谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°00′40.0113″	131°13′56.6667″
2	32°00′38.9933″	131°13′56.2002″
3	32°00′38.6332″	131°13′54.6869″
4	32°00′38.2740″	131°13′53.6518″
5	32°00′39.5609″	131°13′52.7802″